

出雲市発注工事における情報共有システムの取扱いについて

出雲市財政部管財契約課

(趣旨)

第1条 この要領は、出雲市が発注する工事等において、情報共有システム(以下「システム」という。)を利用するにあたり必要な事項を次のとおり定める。

(目的)

第2条 システム導入による受発注者間協議の簡素化によって業務効率化及び出雲市でのシステム利用方法の統一を目的とする。

(定義)

第3条 この取り扱いで用いる用語の定義を以下に示す。

(1) システム

情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現すること。

(2) 工事等帳票

「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」、「その他」の行為に必要な書類(工事履行報告書、工事打合簿、施工体制台帳、施工に係る協議資料等)及びその添付資料をいう。

(対象工事)

第4条 出雲市が発注する全工事を対象とし、受注者からシステム利用の申し出があった場合、発注者は応じなければならない。

(使用システム)

第5条 使用するシステムは下表から受注者が選択する。

システム名称	提供会社
現場クラウドOne	(株)現場サポート
電納A S P e r (デンノウエパー)	(株)建設総合サービス
工事監理官	日本電気(株)
Information bridge	(株)アイサス
工事情報共有システム	(株)建設システム
B e i n g C o l l a b o r a t i o n	(株)ビーイング
b a s e p a g e	川田テクノシステム(株)

(システム利用者)

第6条 発注者における利用者は、工事打合簿の書類決裁に必要とされる者とする。なお、利用者は上記によらず適宜変更できるものとし、必要と判断される場合は、適宜追加する。

(対象書類)

第7条 システムの対象書類は、工事打合せ簿にて受発注者間でやり取りを行うものを対象とする。

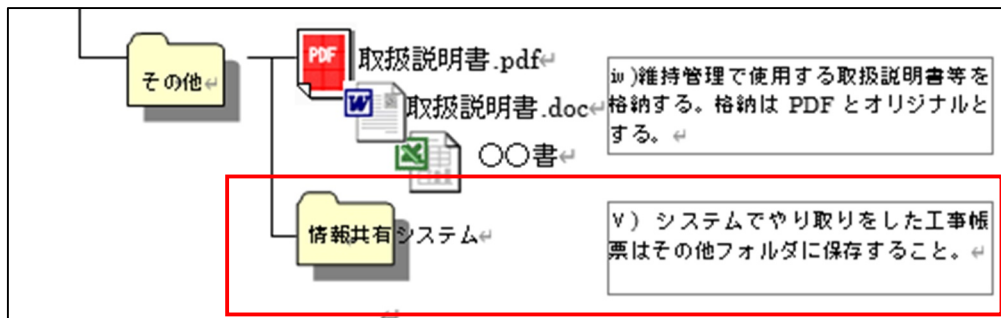
(決裁)

第8条 システムを利用した電子決裁とし、システムを利用する場合、工事等帳票の紙決

裁は不要とする。

（電子納品・検査・成果品の保管）

第9条 電子納品・成果品の保管については、電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔出雲市〕に基づき、実施する。システムで作成・決裁した工事等帳票は電子納品のその他フォルダに格納する。



（システム使用料）

第11条 システム使用に要する登録料及び利用料は技術管理費として共通仮設費率に含まれる。（建築関係工事を除く）

建築関係工事においては、システムを利用した場合は変更契約の対象とし、共通仮設費に積上げにより計上する。

（その他）

第12条 本取扱いに定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定する。

附則

この取扱いは、令和5年4月1日から施行する。

この取扱いは、令和6年11月1日から施行する。